



2020年7月31日

各 位

会 社 名 株式会社ニチイ学館  
代表者名 代表取締役社長 森 信介  
(コード：9792、東証第1部)  
問合せ先 取締役経営管理統轄本部長 海瀬 光雄  
(TEL . 03 - 3291 - 3954)

会 社 名 株式会社BCJ - 44  
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

**株式会社BCJ - 44による株式会社ニチイ学館(証券コード：9792)の株券等に対する  
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

株式会社BCJ - 44は、本日、同社が2020年5月11日より実施しております株式会社ニチイ学館の発行済普通株式及び新株予約権に対する公開買付けについて、当該公開買付けに係る買付条件等の一部変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社BCJ - 44(公開買付者)が、株式会社ニチイ学館(公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2020年7月31日付「株式会社ニチイ学館(証券コード：9792)の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

2020年7月31日

各位

会社名 株式会社BCJ-44  
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

**株式会社ニチイ学館（証券コード：9792）の株券等に対する  
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

株式会社BCJ-44（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社ニチイ学館（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2020年5月11日から開始しておりますが、本日、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の変更を行うことを決定いたしました。これに伴い、2020年5月8日付の「株式会社ニチイ学館（証券コード：9792）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2020年6月22日付及び2020年7月9日付の「株式会社ニチイ学館（証券コード：9792）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」による訂正を含みます。）の内容を、下記の通り変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2020年5月11日（月曜日）から2020年8月3日（月曜日）まで（59営業日）

(変更後)

2020年5月11日（月曜日）から2020年8月17日（月曜日）まで（68営業日）

(4) 買付け等の価格

(変更前)

普通株式	1株につき金 <u>1,500</u> 円
第1回新株予約権	1個につき金 <u>392</u> 円
第2回新株予約権	1個につき金 <u>1,499</u> 円
第3回新株予約権	1個につき金 <u>1,499</u> 円
第4回新株予約権	1個につき金 <u>1,499</u> 円
第5回新株予約権	1個につき金 <u>1,499</u> 円
第6回新株予約権	1個につき金 <u>1,499</u> 円

(変更後)

普通株式	1株につき金 <u>1,670</u> 円
第1回新株予約権	1個につき金 <u>562</u> 円
第2回新株予約権	1個につき金 <u>1,669</u> 円
第3回新株予約権	1個につき金 <u>1,669</u> 円
第4回新株予約権	1個につき金 <u>1,669</u> 円
第5回新株予約権	1個につき金 <u>1,669</u> 円
第6回新株予約権	1個につき金 <u>1,669</u> 円

(7) 決済の開始日

(変更前)

2020年8月11日(火曜日)

(変更後)

2020年8月24日(月曜日)

2. 本公開買付けの概要

(変更前)

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LP 及びそのグループ(以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。)が投資助言を行う投資ファンドが発行済株式の全てを間接に所有する株式会社BCJ-43の完全子会社であり、対象者株式の全てを所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2020年4月23日に設立された株式会社です。なお、本日現在、ベインキャピタル、株式会社BCJ-43及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

ベインキャピタルは全世界で約1,050億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、約30名のプロフェッショナルにより投資先の企業価値向上に向けた取り組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、数々の価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。日本においては、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社(現エンバーポイント株式会社)、株式会社Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社(現キオクシア株式会社)、日本風力開発株式会社、大江戸温泉物語株式会社、株式会社アサツーディ・ケイ、ジュビターショップチャンネル株式会社、株式会社すかいらーく、株式会社ドミノ・ピザジャパン、株式会社マクロミル、株式会社ベルシステム24など17社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来450社に対しての投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所市場第一部に上場している対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び後述する株式会社明和(以下「明和」といいます。)が所有する対象者株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得及び所有することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注1)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施いたします。

対象者の代表取締役社長である森信介氏(以下「森氏」といいます。)は本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、また、企業価値向上のために共通の目標を持っていただくため、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しております(その具体的な金額や時期については現時点では未定ですが、再出資を行う森氏、寺田大輔氏、寺田剛氏及び寺田啓介氏には、それぞれ所有する対象者株式及び本新株予約権を本公開買付けに応募することにより取得した対価の範囲内でその一部を出資していただくことを想定しております。以下、森氏、寺田大輔氏、寺田剛氏及び寺田啓介氏による各再出資について、同じです。)。また、対象者の代表取締役副社長である寺田大輔氏(注2)は、対象者の創業者であり前代表取締役会長であった寺田明彦氏(以下「寺田元会長」といいます。)の親族として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期し、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しております。また、対象者の常務取締役である寺田剛氏(注3)は、引き続き対象者の経営に関与し、また、企業価値向上のために共通の目標を持っていただくとともに、寺田元会長の親族として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期し、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しております。また、寺田元会長の親族である寺田啓介氏は、寺田元会長の親族として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期し、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長である森氏（所有株式数（注4）：55,508株、所有本新株予約権数：67,500個（目的となる株式数：67,500株）所有割合（注5）：0.19%）寺田元会長の親族で対象者の代表取締役副社長である寺田大輔氏（所有株式数：4,699,124株、所有本新株予約権数：105,900個（目的となる株式数：105,900株）所有割合：7.30%）寺田元会長の親族で対象者の常務取締役である寺田剛氏（所有株式数：3,581,724株、所有本新株予約権数：38,600個（目的となる株式数：38,600株）所有割合：5.50%）寺田元会長の親族である寺田邦子氏（所有株式数：5,074株、所有割合：0.01%）寺田元会長の親族である寺田啓介氏（所有株式数：2,737,174株、所有割合：4.16%）寺田元会長の親族である寺田綾子氏（所有株式数：688,100株、所有割合：1.05%）寺田元会長の親族である高藤明美氏（所有株式数：698,249株、所有割合：1.06%）寺田啓介氏と寺田綾子氏がその発行済株式の全てを所有する資産管理会社である有限会社明光（所有株式数：82,800株、所有割合：0.13%）（以下、総称して「応募合意株主」といいます。）との間で、2020年5月8日付で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、応募合意株主は、それぞれが所有する対象者株式及び本新株予約権の全て（対象者の役員として割り当てられた譲渡制限付株式報酬である、森氏が所有する譲渡制限付株式39,650株、寺田大輔氏が所有する譲渡制限付株式19,975株、寺田剛氏が所有する譲渡制限付株式9,625株を除きます。なお、このうち業績目標コミットメント型譲渡制限付株式報酬である、森氏が所有する譲渡制限付株式13,825株、寺田大輔氏が所有する譲渡制限付株式6,625株、寺田剛氏が所有する譲渡制限付株式3,125株について、対象者は、森氏、寺田大輔氏及び寺田剛氏との間でそれぞれ締結した譲渡制限付株式割当契約に基づき、2020年8月3日付で無償取得する予定とのことです。）（対象者株式：12,478,503株、本新株予約権数：212,000個（目的となる株式数：212,000株）所有割合：19.28%）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

また、公開買付者は、本取引の一環として、寺田邦子氏がその発行済株式の全てを所有する資産管理会社であって、対象者の主要株主である筆頭株主であり、対象者株式16,303,849株（所有割合：24.76%。以下「明和所有対象者株式」といいます。）を所有する明和に関し、明和の唯一の株主である寺田邦子氏（以下「明和株主」といいます。）との間で本公開買付けに係る決済の開始日（以下「明和株式譲渡日」といいます。）をもって公開買付者が明和株主から明和の発行済株式の全て（以下「明和株式」といいます。）を譲り受けることを2020年5月8日付で合意しております。明和株主は、公開買付者に対し、2020年2月上旬、本取引において、公開買付者が本公開買付けを通じて明和所有対象者株式を取得するのではなく、明和株式を取得することを要請し、公開買付者においては、明和株式の取得によっても本取引の目的を達成できると考え、また、明和が本日現在において対象者株式、現預金及び税金資産以外の資産を有しない資産管理会社であることを踏まえて、明和株主との間で、明和株式の取得価額、取得方法等について協議を重ねた結果、公開買付者は、下記のとおり合意された明和株主に対して支払われる明和株式の譲渡価額（以下「明和株式譲渡価額」といいます。）が、(i)明和所有対象者株式(16,303,849株)に本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）（1株につき1,500円）を乗じた金額(24,455,773,500円)から、(ii)明和株式譲渡日において明和株主に対する借入金その他明和が負担する一切の債務を控除し、(iii)明和株式譲渡日における明和の現預金及び税金資産の額を加算した額と設定される場合には、明和が対象者株式を本公開買付けに応募した場合に明和株主が受領することとなるのと同等の経済的価値を受領することとなり、法第27条の2第3項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第8条第3項に定める公開買付価格の均一性に反しないと判断したことから、公開買付者及び明和株主は、2020年5月8日付で、明和株式の譲渡に関する株式譲渡契約書（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。なお、公開買付者は、本株式譲渡契約において、明和株主が、明和をして明和所有対象者株式の全て（所有株式数：16,303,849株、所有割合：24.76%）を本公開買付けに応募させないこと、本公開買付けの成立等を条件に、明和株式譲渡日において、明和株主が所有する明和株式を公開買付者に対して譲り渡し、公開買付者がこれを譲り受けること、及び、上記の明和株式譲渡価額の算定方法を合意しております。

(注1)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公

- 開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。
- (注2) 対象者が2020年5月8日付で公表した「取締役の選任、代表取締役の異動、組織変更及び人事異動に関するお知らせ」によれば、寺田大輔氏は、2020年6月24日をもって代表取締役及び取締役を退任する予定とのことです。
- (注3) 対象者が2020年5月8日付で公表した「取締役の選任、代表取締役の異動、組織変更及び人事異動に関するお知らせ」によれば、寺田剛氏は、2020年6月24日をもって代表取締役に就任する予定とのことです。
- (注4) 「所有株式数」には、森氏、寺田大輔氏及び寺田剛氏が対象者の株式累積投資を通じて間接的に所有する株式は含んでおりません。
- (注5) 「所有割合」とは、(i)対象者が2020年5月8日に公表した「2020年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2020年3月31日現在の対象者の発行済株式数(73,017,952株)に、(ii)対象者が2019年6月26日付で提出した第47期有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の全ての本新株予約権(1,460,300個(目的となる株式数:1,460,300株))から、2019年4月1日以降2020年5月7日までに行使され又は消滅した本新株予約権(980,400個(対象者によれば、第1回新株予約権923,400個(目的となる株式数:923,400株)第2回新株予約権10,800個(目的となる株式数:10,800株)第3回新株予約権13,700個(目的となる株式数:13,700株)第4回新株予約権15,300個(目的となる株式数:15,300株)及び第5回新株予約権17,200個(目的となる株式数:17,200株)))を除いた数の本新株予約権(479,900個(対象者によれば、第1回新株予約権370,200個(目的となる株式数:370,200株)第2回新株予約権27,700個(目的となる株式数:27,700株)第3回新株予約権28,200個(目的となる株式数:28,200株)第4回新株予約権28,400個(目的となる株式数:28,400株)及び第5回新株予約権25,400個(目的となる株式数:25,400株)))に、対象者が2019年11月13日付で提出した第48期第2四半期報告書に記載された2019年7月22日現在の全ての第6回新株予約権(32,800個(目的となる株式数:32,800株))から、2019年7月23日以降2020年5月7日までに行使され又は消滅した第6回新株予約権(対象者によれば、13,800個(目的となる株式数:13,800株))を控除した数の第6回新株予約権(対象者によれば、19,000個(目的となる株式数:19,000株))を加算した数の2020年5月7日現在の本新株予約権(498,900個)の目的となる株式数(498,900株)を加算した数(73,516,852株)から、(iii)対象者決算短信に記載された2020年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(7,682,005株)を控除した株式数(65,834,847株)(以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じとします。

< 中略 >

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、株式会社BCJ-43から27,000,000千円の出資を受けるとともに、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)及び野村キャピタル・インベストメント株式会社(以下「野村キャピタル・インベストメント」といいます。)から合計98,600,000千円を上限として借入れ(以下「本買収ローン」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行及び野村キャピタル・インベストメントと別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、株式会社BCJ-43が所有する公開買付者株式並びに明和所有対象者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式等が担保に供されることが予定されております。

< 中略 >

その後、公開買付者は、対象者株式の市場株価が公開買付価格を上回って推移していることを踏まえ、対象者の株主に判断機会を提供するため、2020年6月22日、公開買付期間を2020年7月9日まで延

長(以下「第1回延長」といいます。)し、さらに、同様の理由から、2020年7月9日、公開買付期間を2020年8月3日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、第1回延長を決定した2020年6月22日及び本書提出日現在のいずれの時点においても、公開買付価格及び本新株予約権買付価格の変更は検討しておりません。

(変更後)

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LP 及びそのグループ(以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。)が投資助言を行う投資ファンドが発行済株式の全てを間接に所有する株式会社BCJ-43の完全子会社であり、対象者株式の全てを所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2020年4月23日に設立された株式会社です。また、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー(以下「エフィッシモ」といいます。)は、自らが投資一任契約に基づき投資助言を行う投資ファンドである ECM Master Fund(注1)をして、本公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌営業日前までに、本公開買付けの成立を条件として、株式会社BCJ-43に出資を行わせることを予定しております。なお、本日現在、ベインキャピタル、株式会社BCJ-43及び公開買付者は、対象者株式を所有しておらず、また、エフィッシモは、自ら100株(所有割合(以下に定義します。以下同じです。):0.00%)、ECM Master Fund を通じて対象者株式8,321,600株(所有割合(以下に定義します。以下同じです。):12.64%)を所有しております。なお、エフィッシモは、自ら又はECM Master Fund を通じて、2014年1月9日に対象者株式36,400株(所有割合0.06%)を初めて取得し、その後市場で対象者株式の取得を重ね、2014年9月15日時点で4,445,500株(所有割合6.75%)を所有するに至り、2015年6月30日時点で7,869,200株(所有割合11.95%)を所有するに至り、2019年6月14日時点で現在の所有株式数である8,321,700株(所有割合12.64%)を所有するに至っております。

ベインキャピタルは全世界で約1,050億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、約30名のプロフェッショナルにより投資先の企業価値向上に向けた取り組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、数々の価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。日本においては、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社(現エンバーポイント株式会社)、株式会社 Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社(現キオクシア株式会社)、日本風力開発株式会社、大江戸温泉物語株式会社、株式会社アサツーディ・ケイ、ジュビターショップチャンネル株式会社、株式会社すかいらーく、株式会社ドミノ・ピザジャパン、株式会社マクロミル、株式会社ベルシステム24など17社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来450社に対しての投資実績を有しております。

また、エフィッシモは、シンガポール共和国法に基づき2006年に設立された投資運用会社であり、主として上場した日本企業の株式に投資するために、主に北米の年金基金、大学財団など長期性資金を有する機関投資家から出資を受けたファンドの運用を行っております。エフィッシモは、基本的に、中長期的な企業価値の向上に伴う株価の値上がり益や配当が見込まれ、企業価値に比べ割安である株式に対して投資を行っております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所市場第一部に上場している対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び後述する株式会社明和(以下「明和」といいます。)が所有する対象者株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得及び所有することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注2)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施いたします。

対象者の代表取締役社長である森信介氏(以下「森氏」といいます。)は本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、また、企業価値向上のために共通の目標を持っていただくため、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しております(その具体的な金額や時期については現時点では未定ですが、再出資を行う森氏、寺田大輔氏、寺田剛氏及び寺田啓介氏には、それぞれ、

所有する対象者株式及び本新株予約権を本公開買付けに応募することにより取得した対価の範囲内でその一部を出資していただくことを想定しております。以下、森氏、寺田大輔氏、寺田剛氏及び寺田啓介氏による各再出資について、同じです。また、2020年5月8日当時に対象者の代表取締役副社長であった寺田大輔氏(注3)は、対象者の創業者であり前代表取締役会長であった寺田明彦氏(以下「寺田元会長」といいます。)の親族として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期し、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しております。また、対象者の代表取締役副社長であり、2020年5月8日当時に対象者の常務取締役であった寺田剛氏(注4)は、引き続き対象者の経営に関与し、また、企業価値向上のために共通の目標を持っていただくとともに、寺田元会長の親族として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期し、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しております。また、寺田元会長の親族である寺田啓介氏は、寺田元会長の親族として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期し、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長である森氏(所有株式数(注5):55,508株、所有本新株予約権数:67,500個(目的となる株式数:67,500株)所有割合(注6):0.19%)寺田元会長の親族で2020年5月8日当時に対象者の代表取締役副社長であった寺田大輔氏(所有株式数:4,699,124株、所有本新株予約権数:105,900個(目的となる株式数:105,900株)所有割合:7.30%)寺田元会長の親族で対象者の代表取締役副社長であり、2020年5月8日当時に対象者の常務取締役であった寺田剛氏(所有株式数:3,581,724株、所有本新株予約権数:38,600個(目的となる株式数:38,600株)所有割合:5.50%)寺田元会長の親族である寺田邦子氏(所有株式数:5,074株、所有割合:0.01%)寺田元会長の親族である寺田啓介氏(所有株式数:2,737,174株、所有割合:4.16%)寺田元会長の親族である寺田綾子氏(所有株式数:688,100株、所有割合:1.05%)寺田元会長の親族である高藤明美氏(所有株式数:698,249株、所有割合:1.06%)寺田啓介氏と寺田綾子氏がその発行済株式の全てを所有する資産管理会社である有限会社明光(所有株式数:82,800株、所有割合:0.13%)(以下、総称して「応募合意株主」といいます。)との間で、2020年5月8日付で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、応募合意株主は、それぞれが所有する対象者株式及び本新株予約権の全て(対象者の役員として割り当てられた譲渡制限付株式報酬である、森氏が所有する譲渡制限付株式39,650株、寺田大輔氏が所有する譲渡制限付株式19,975株、寺田剛氏が所有する譲渡制限付株式9,625株を除きます。なお、このうち業績目標コミットメント型譲渡制限付株式報酬である、森氏が所有する譲渡制限付株式13,825株、寺田大輔氏が所有する譲渡制限付株式6,625株、寺田剛氏が所有する譲渡制限付株式3,125株について、対象者は、森氏、寺田大輔氏及び寺田剛氏との間でそれぞれ締結した譲渡制限付株式割当契約に基づき、2020年8月3日付で無償取得する予定とのことです。)(対象者株式:12,478,503株、本新株予約権数:212,000個(目的となる株式数:212,000株)所有割合:19.28%)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

また、公開買付者は、本取引の一環として、寺田邦子氏がその発行済株式の全てを所有する資産管理会社であって、対象者の主要株主である筆頭株主であり、対象者株式16,303,849株(所有割合:24.76%。以下「明和所有対象者株式」といいます。)を所有する明和に関し、明和の唯一の株主である寺田邦子氏(以下「明和株主」といいます。)との間で本公開買付けに係る決済の開始日(以下「明和株式譲渡日」といいます。)をもって公開買付者が明和株主から明和の発行済株式の全て(以下「明和株式」といいます。)を譲り受けることを2020年5月8日付で合意しております。明和株主は、公開買付者に対し、2020年2月上旬、本取引において、公開買付者が本公開買付けを通じて明和所有対象者株式を取得するのではなく、明和株式を取得することを要請し、公開買付者においては、明和株式の取得によっても本取引の目的を達成できると考え、また、明和が本日現在において対象者株式、現預金及び税金資産以外の資産を有しない資産管理会社であることを踏まえて、明和株主との間で、明和株式の取得価額、取得方法等について協議を重ねた結果、公開買付者は、下記のとおり合意された明和株主に対して支払われる明和株式の譲渡価額(以下「明和株式譲渡価額」といいます。)が、(i)明和所有対象者株式(16,303,849株)に本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)(1株につき1,670円)を乗じた金額(27,227,427,830円)から、(ii)明和株式譲渡日にお

いて明和株主に対する借入金その他明和が負担する一切の債務を控除し、(iii)明和株式譲渡日における明和の現預金及び税金資産の額を加算した額と設定される場合には、明和が対象者株式を本公開買付けに応募した場合に明和株主が受領することとなるのと同等の経済的価値を受領することとなり、法第27条の2第3項及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第8条第3項に定める公開買付け価格の均一性に反しないと判断したことから、公開買付け者及び明和株主は、2020年5月8日付で、明和株式の譲渡に関する株式譲渡契約書(以下「本株式譲渡契約」といいます。)を締結いたしました。なお、公開買付け者は、本株式譲渡契約において、明和株主が、明和をして明和所有対象者株式の全て(所有株式数:16,303,849株、所有割合:24.76%)を本公開買付けに応募させないこと、本公開買付けの成立等を条件に、明和株式譲渡日において、明和株主が所有する明和株式を公開買付け者に対して譲り渡し、公開買付け者がこれを譲り受けること、及び、上記の明和株式譲渡価額の算定方法を合意しております。

さらに、公開買付け者は、本公開買付け開始後の対象者株式の市場取引の状況、より確実に本公開買付けを成立させ、本公開買付けの趣旨に賛同して応募いただいた株主及び本新株予約権者の皆様のご意向をできる限り反映する必要性を総合的に勘案した結果、2020年7月31日付で、エフィッシモ(所有株式数:8,321,700株、所有割合:12.64%)から、エフィッシモが自ら又はECM Master Fundを通じて所有する対象者株式の全部(8,321,700株、当該応募株式の所有割合:12.64%。以下「エフィッシモ応募合意株式」といいます。)について本公開買付けに応募し又は応募させた上で、ECM Master Fundをして、本公開買付けに係る公開買付け期間の末日の翌営業日前までに、本公開買付けの成立を条件として、株式会社BCJ-43の発行する無議決権株式を引き受けさせる旨の確約書(以下「本確約書」といいます。)の差入れを受けており、また同日付で株式会社BCJ-43及びエフィッシモは、当該無議決権株式の引受けに係る引受契約書(以下「本引受契約」といいます。)を締結しています。

(注1) ECM Master Fundは、エフィッシモが投資一任契約に基づき投資助言を行うケイマン法に基づく信託型の投資ファンドであり、エフィッシモは、管理運用会社としてECM Master Fundに対する管理運用権限ないし指図権を有し、ECM Master Fundの資産の管理運用を行っております。ECM Master Fundは信託であって、株式会社のような株式・資本の概念がないため、エフィッシモとの間に資本関係はなく、またエフィッシモはECM Master Fundの受託者であるSMP Partners (Cayman) Limitedとも資本関係はありません。

(注2) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付け者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

(注3) 対象者が2020年5月8日付で公表した「取締役の選任、代表取締役の異動、組織変更及び人事異動に関するお知らせ」によれば、寺田大輔氏は、2020年6月24日をもって代表取締役及び取締役を退任しているとのことです。

(注4) 対象者が2020年5月8日付で公表した「取締役の選任、代表取締役の異動、組織変更及び人事異動に関するお知らせ」によれば、寺田剛氏は、2020年6月24日をもって代表取締役に就任しているとのことです。

(注5) 「所有株式数」には、森氏、寺田大輔氏及び寺田剛氏が対象者の株式累積投資を通じて間接的に所有する株式は含んでおりません。

(注6) 「所有割合」とは、(i)対象者が2020年5月8日に公表した「2020年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2020年3月31日現在の対象者の発行済株式数(73,017,952株)に、(ii)対象者が2019年6月26日付で提出した第47期有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の全ての本新株予約権(1,460,300個(目的となる株式数:1,460,300株))から、2019年4月1日以降2020年5月7日までに行使され又は消滅した本新株予約権(980,400個(対象者によれば、第1回新株予約権923,400個(目的となる株式数:923,400株)第2回新株予約権10,800個(目的となる株式数:10,800株)第3回新株予約権13,700個(目的となる株式数:13,700株)第4回新株予約権15,300個(目的となる株式数:15,300株)及び第5回新株予約権17,200個(目的となる株式数:17,200株)))を除いた数の本新株予約権(479,900個(対象者によれば、第1回新株予約権370,200個(目的

となる株式数：370,200株）第2回新株予約権27,700個（目的となる株式数：27,700株）第3回新株予約権28,200個（目的となる株式数：28,200株）第4回新株予約権28,400個（目的となる株式数：28,400株）及び第5回新株予約権25,400個（目的となる株式数：25,400株）に、対象者が2019年11月13日付で提出した第48期第2四半期報告書に記載された2019年7月22日現在の全ての第6回新株予約権（32,800個（目的となる株式数：32,800株））から、2019年7月23日以降2020年5月7日までに行使され又は消滅した第6回新株予約権（対象者によれば、13,800個（目的となる株式数：13,800株））を控除した数の第6回新株予約権（対象者によれば、19,000個（目的となる株式数：19,000株））を加算した数の2020年5月7日現在の本新株予約権（498,900個）の目的となる株式数（498,900株）を加算した数（73,516,852株）から、(iii)対象者決算短信に記載された2020年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（7,682,005株）を控除した株式数（65,834,847株）（以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じとします。

< 中略 >

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、株式会社BCJ-43から28,100,000千円（ECM Master Fundが、本公開買付けに係る公開買付け期間の末日の翌営業日前までに、本公開買付けの成立を条件として、株式会社BCJ-43に出資する予定の1,550,000,000円を含みます。）の出資を受けるとともに、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）及び野村キャピタル・インベストメント株式会社（以下「野村キャピタル・インベストメント」といいます。）から合計102,500,000千円を上限として借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行及び野村キャピタル・インベストメントと別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、株式会社BCJ-43が所有する公開買付者株式並びに明和所有対象者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式等が担保に供されることが予定されております。

< 中略 >

その後、公開買付者は、対象者株式の市場株価が公開買付価格を上回って推移していることを踏まえ、対象者の株主に判断機会を提供するため、2020年6月22日、公開買付け期間を2020年7月9日まで延長し、さらに、同様の理由から、2020年7月9日、公開買付け期間を2020年8月3日まで延長することを決定いたしました。

公開買付け期間の再延長後、森氏、寺田剛氏及びベインキャピタルは、引き続き対象者株式の市場株価が公開買付価格を上回って推移していることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高めることを企図して、2014年に対象者に対する投資を開始して以来対象者株式の所有を継続し、現在、対象者株式の8,321,700株（所有割合：12.64%）を所有しているエフィッシモとの間で、2020年7月14日に協議を行い、同日、エフィッシモが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募するよう要請いたしました。これに対して、エフィッシモから、対象者への投資を中長期的に継続したいとの希望を有している旨の意向及び対象者の企業価値の向上に向けてベインキャピタルが本公開買付け後に実施することを予定している各施策を共同で支援したい旨の意向が表明されました。これに対し、森氏、寺田剛氏及びベインキャピタルとしても、エフィッシモが中長期的に対象者株式を所有しており、本公開買付けの公表以前から、対象者との間で、対象者の企業価値向上を図る観点からの事業の構造改革等、対象者の企業価値の向上に向けた施策に係る協議及び検討を重ねてきた実績があることから、エフィッシモと共同で対象者を支援することとし、2020年7月21日、エフィッシモに対し、本公開買付けにエフィッシモが自ら又はECM Master Fundを通じて所有する対象者株式の全てを応募し又は応募させた上で、ECM Master Fundをして、株式会社BCJ-43に対して出資を行わせることにより、エフィッシモが本取引の実施

後も引き続き対象者に対する投資を継続する形で、森氏、寺田剛氏及びペインキャピタルと共同で対象者を支援するスキームを提案しました。その後、エフィッシモとの間で交渉を重ねた結果、2020年7月31日、エフィッシモとの間で、当該スキームに基づきエフィッシモが本取引による対象者の非公開化に参画する旨の合意にいたり、公開買付者がエフィッシモから本確約書の差入れを受けるとともに、株式会社BCJ-43及びエフィッシモの間で本引受契約を締結いたしました。また、森氏、寺田剛氏、ペインキャピタル及びエフィッシモは、対象者株式の直近の市場価格が変更前の公開買付価格である1,500円を上回って推移していたことから、対象者の既存株主に変更前の公開買付価格より高い金額で売却機会を提供する必要があると考え、対象者との間で交渉を重ね、最終的に、2020年7月31日に、本公開買付価格を1,500円から1,670円に変更し、併せて本新株予約権買付価格を変更後の公開買付価格である1,670円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権の目的となる普通株式数である1を乗じた金額とすることを決定いたしました。具体的には、第1回新株予約権については対象者株式1株当たりの行使価額1,108円との差額である562円に1を乗じた金額である562円、第2回新株予約権乃至第6回新株予約権については対象者株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,669円に1を乗じた金額である1,669円とそれぞれ決定いたしました。また、これに伴い、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正に係る本書の訂正届出書の提出日である2020年7月31日から起算して10営業日を経過した日に当たる2020年8月17日まで延長することといたしました。

なお、2020年7月31日に対象者が公表した「(変更)『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部変更について」(以下「対象者変更プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、上記のエフィッシモと共同での本公開買付けの実施及び本公開買付価格の引き上げ(以下「本買付条件等変更」といいます。)について、2020年7月31日開催の対象者取締役会において慎重に検討を行った結果、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見、並びに対象者の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び対象者変更プレスリリースをご参照ください。

### 3. 算定の基礎

#### (1) 普通株式

##### (変更前)

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2020年2月中旬から4月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である2020年5月7日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(1,094円)並びに直近1ヶ月(2020年4月8日から2020年5月7日まで)、直近3ヶ月(2020年2月10日から2020年5月7日まで)及び直近6ヶ月(2019年11月8日から2020年5月7日まで)の終値単純平均値(1,080円、1,123円及び1,377円)(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する上場会社の市場株価と収益性等を示す財務指標等との比較を通じて対象者の株式価値を分析いたしました。

なお、公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付価格1,500円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である2020年5月7日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,094円に対して37.11%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)において同じとします。)直近1ヶ月間(2020年4月8日から2020年5月7日まで)の終値単純平均値1,080円に対して38.89%、直近3ヶ月間(2020年2月10日から2020年5月7日まで)の終値単純平均値1,123円に対して33.57%、直近6ヶ月間(2019年11月8日から2020年5月7日まで)の終値単純平均値1,377円に対

して8.93%のプレミアムを加えた価格となります。

(変更後)

公開買付者は、変更前の公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2020年2月中旬から4月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である2020年5月7日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(1,094円)並びに直近1ヶ月(2020年4月8日から2020年5月7日まで)、直近3ヶ月(2020年2月10日から2020年5月7日まで)及び直近6ヶ月(2019年11月8日から2020年5月7日まで)の終値単純平均値(1,080円、1,123円及び1,377円)(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する上場会社の市場株価と収益性等を示す財務指標等との比較を通じて対象者の株式価値を分析いたしました。

かかる公開買付期間の再延長後、森氏、寺田剛氏及びベインキャピタルは、引き続き対象者株式の市場株価が公開買付価格を上回って推移していることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高めることを企図して、2014年に対象者に対する投資を開始して以来対象者株式の所有を継続し、現在、対象者株式の8,321,700株(所有割合:12.64%)を所有しているエフィッシモとの間で、2020年7月14日に協議を行い、同日、エフィッシモが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募するよう要請いたしました。これに対して、エフィッシモから、対象者への投資を中長期的に継続したいとの希望を有している旨の意向及び対象者の企業価値の向上に向けてベインキャピタルが本公開買付け後に実施することを予定している各施策を共同で支援したい旨の意向が表明されました。これに対し、森氏、寺田剛氏及びベインキャピタルとしても、エフィッシモが中長期的に対象者株式を所有しており、本公開買付けの公表以前から、対象者との間で、対象者の企業価値向上を図る観点からの事業の構造改革等、対象者の企業価値の向上に向けた施策に係る協議及び検討を重ねてきた実績があることから、エフィッシモと共同で対象者を支援することとし、2020年7月21日、エフィッシモに対し、本公開買付けにエフィッシモが自ら又はECM Master Fundを通じて所有する対象者株式の全てを応募し又は応募させた上で、ECM Master Fundをして、株式会社BCJ-43に対して出資を行わせることにより、エフィッシモが本取引の実施後も引き続き対象者に対する投資を継続する形で、森氏、寺田剛氏及びベインキャピタルと共同で対象者を支援するスキームを提案しました。その後、エフィッシモとの間で交渉を重ねた結果、2020年7月31日、エフィッシモとの間で、当該スキームに基づきエフィッシモが本取引による対象者の非公開化に参画する旨の合意にいたり、公開買付者がエフィッシモから本確約書の差入れを受けるとともに、株式会社BCJ-43及びエフィッシモの間で本引受契約を締結いたしました。また、森氏、寺田剛氏、ベインキャピタル及びエフィッシモは、対象者株式の直近の市場価格が変更前の公開買付価格である1,500円を上回って推移していたことから、対象者の既存株主に変更前の公開買付価格より高い金額で売却機会を提供する必要があると考え、対象者との間で交渉を重ね、最終的に、2020年7月31日に、本公開買付価格を1,500円から1,670円に変更することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て変更前の公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。また、公開買付者は、本公開買付価格を1,670円に変更するに際しても、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

変更前の公開買付価格である1,500円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である2020年5月7日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,094円に対して37.11%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)において同じとします。)直近1ヶ月間(2020年4月8日から2020年5月7日まで)の終値単純平均値1,080円に対して38.89%、直近3ヶ月間(2020年2月10日から2020年5月7日まで)の終値単純平均値1,123円に対して33.57%、直近6ヶ月間(2019年11月8日から2020年5月7日まで)の終値単純平均値1,377円に対して8.93%のプレミアムを加えた価格となります。

一方、変更後の公開買付価格である 1,670 円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である 2020 年 5 月 7 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 1,094 円に対して 52.65%、直近 1 ヶ月間（2020 年 4 月 8 日から 2020 年 5 月 7 日まで）の終値単純平均値 1,080 円に対して 54.63%、直近 3 ヶ月間（2020 年 2 月 10 日から 2020 年 5 月 7 日まで）の終値単純平均値 1,123 円に対して 48.71%、直近 6 ヶ月間（2019 年 11 月 8 日から 2020 年 5 月 7 日まで）の終値単純平均値 1,377 円に対して 21.28%のプレミアムを加えた価格となります。また、変更後の公開買付価格である 1,670 円は、本書の訂正届出書の提出日の前営業日である 2020 年 7 月 30 日の対象者株式の終値である 1,550 円に対して 7.74%のプレミアムを加えた価格です。

## （２）新株予約権

### （変更前）

本新株予約権については、本日現在において、対象者株式 1 株当たりの行使価額（第 1 回新株予約権：1,108 円、第 2 回新株予約権：1 円、第 3 回新株予約権：1 円、第 4 回新株予約権：1 円、第 5 回新株予約権：1 円及び第 6 回新株予約権：1 円）が本公開買付価格（1,500 円）を下回っております。そこで、公開買付者は、本公開買付けにおける当該本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を、本公開買付価格である 1,500 円と各本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権の目的となる普通株式数である 1 を乗じた金額とすることを決定いたしました。具体的には、第 1 回新株予約権については対象者株式 1 株当たりの行使価額 1,108 円との差額である 392 円に 1 を乗じた金額である 392 円、第 2 回新株予約権乃至第 6 回新株予約権については対象者株式 1 株当たりの行使価額 1 円との差額である 1,499 円に 1 を乗じた金額である 1,499 円とそれぞれ決定いたしました。

なお、本新株予約権はいずれも、ストックオプションとして、対象者の役員及び従業員等、並びに対象者子会社の役員に対して発行されたものであり、新株予約権発行要項で譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされており、また新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されております。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2020 年 5 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて包括的に承認すること、及び譲渡を希望する本新株予約権者との間では新株予約権割当契約の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議したとのことです。

なお、公開買付者は、本新株予約権買付価格の決定に際し、本公開買付価格を基に算定していることから、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。

### （変更後）

本新株予約権については、本日現在において、対象者株式 1 株当たりの行使価額（第 1 回新株予約権：1,108 円、第 2 回新株予約権：1 円、第 3 回新株予約権：1 円、第 4 回新株予約権：1 円、第 5 回新株予約権：1 円及び第 6 回新株予約権：1 円）が変更前の公開買付価格（1,500 円）を下回っております。そこで、公開買付者は、本公開買付けにおける当該本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を、変更前の公開買付価格である 1,500 円と各本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権の目的となる普通株式数である 1 を乗じた金額とすることを決定いたしました。具体的には、第 1 回新株予約権については対象者株式 1 株当たりの行使価額 1,108 円との差額である 392 円に 1 を乗じた金額である 392 円、第 2 回新株予約権乃至第 6 回新株予約権については対象者株式 1 株当たりの行使価額 1 円との差額である 1,499 円に 1 を乗じた金額である 1,499 円とそれぞれ決定いたしました。

その後、公開買付者は、本公開買付価格を 1,500 円から 1,670 円に変更することを決定したため、変更後の公開買付価格である 1,670 円と各本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権の目的となる普通株式数である 1 を乗じた金額とすることを決定いたしました。具体的には、第 1 回新株予約権については対象者株式 1 株当たりの行使価額 1,108 円との差額である 562 円に 1 を乗じた金額である 562 円、第 2 回新株予約権乃至第 6 回新株予約権については対象者株式 1 株当

りの行使価額1円との差額である1,669円に1を乗じた金額である1,669円とそれぞれ決定いたしました。

なお、本新株予約権はいずれも、ストックオプションとして、対象者の役員及び従業員等、並びに対象者子会社の役員に対して発行されたものであり、新株予約権発行要項で譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされており、また新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されております。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2020年5月8日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて包括的に承認すること、及び譲渡を希望する本新株予約権者との間では新株予約権割当契約の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議したとのことです。

なお、公開買付者は、変更前の新株予約権買付価格の決定に際し、変更前の公開買付価格を基に算定していることから、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。また、公開買付者は、本新株予約権買付価格を上記のとおり変更するに際しても、第三者算定機関からの算定書等は取得しておりません。

#### 4. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

##### 株式の併合

###### （変更前）

他方で、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、公開買付者及び明和（特別支配株主完全子法人）が所有する議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在において、2020年8月下旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び明和は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

###### （変更後）

他方で、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、公開買付者及び明和（特別支配株主完全子法人）が所有する議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在において、2020年9月上旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び明和は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

以上